

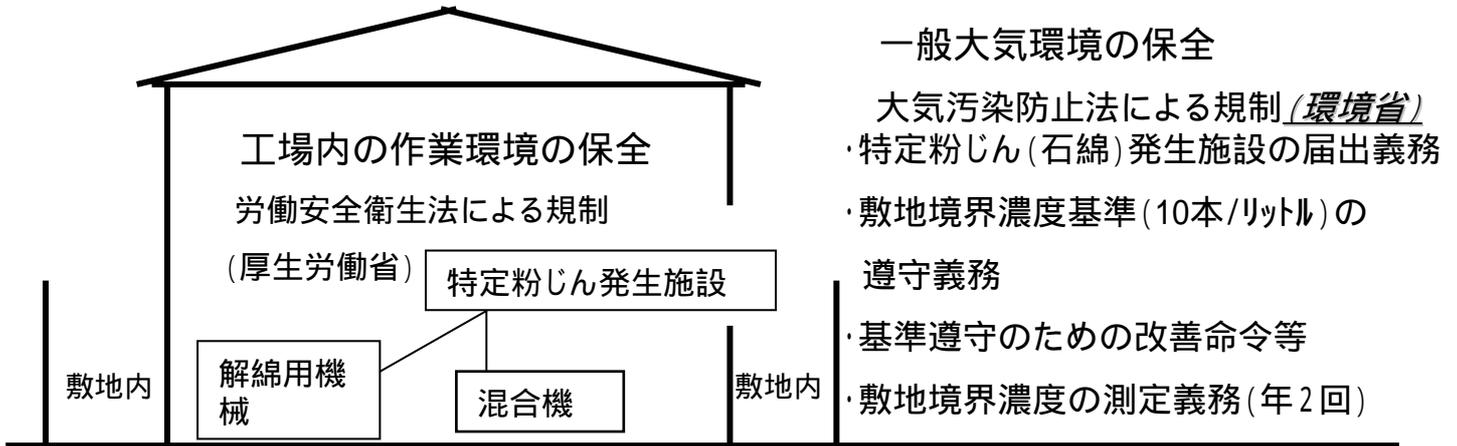
参考 1

## 石綿に関する環境規制の概要

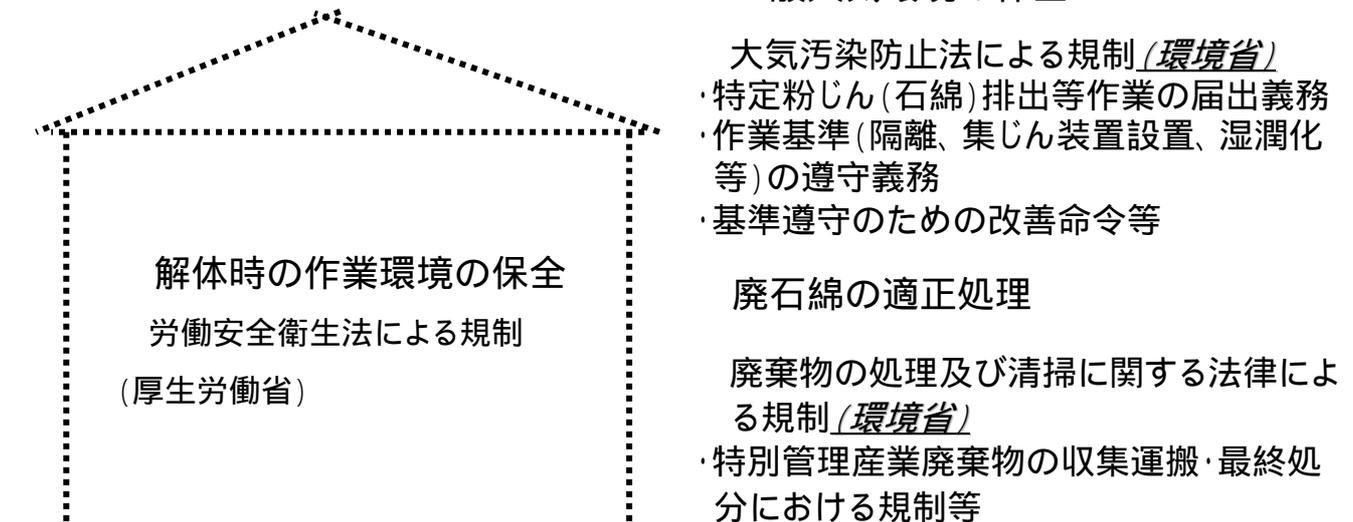


# 石綿に関する環境規制の概要

## 1. 石綿製品製造工場



## 2. 石綿使用建築物の解体・補修



石綿（アスベスト）に係る対策としては、労働災害防止の観点からは労働安全衛生法に基づく規制等が行われ、工場・事業場等から一般大気への飛散については大気汚染防止法による規制等が行われている。

平成元年の改正で、特定粉じん（石綿が指定されている。）発生施設が、また平成8年の改正で、特定粉じん排出作業が規制されている。

## 1．規制対象となる施設及び作業

### 特定粉じん発生施設（平成元年法改正）

工場や事業場で製造や加工する際に特定粉じん（石綿）を発生する施設のことをいい、施設は解綿用機械、混合機等9種類に分けられて定められている。

（平成15年度における届出施設数 929施設（158工場・事業場））

### 特定粉じん排出等作業（平成8年法改正）

吹付け石綿が使用されている建築物を解体・改造・補修する作業等のことをいい、具体的には、耐火建築物又は準耐火建築物を解体、改造又は補修する作業のうち、当該建築物の延べ面積が500m<sup>2</sup>以上であり、かつ、解体、改造又は補修する部分に使用されている吹付け石綿の面積が50m<sup>2</sup>以上である作業が規制対象となる。

## 2．規制基準

### 特定粉じん発生施設...敷地境界基準

環境大臣が定める測定法（平成元年環境省告示第93号）により測定された大気中の石綿の濃度が1リットルにつき10本であること。

### 特定粉じん排出等作業...作業基準

作業種類（解体、改造又は補修）ごとに、隔離、集じん装置設置、湿潤化等の作業基準を遵守すること。

## 3．規制基準遵守のための措置

### 特定粉じん発生施設

規制対象となる施設を設置又は変更しようとする者は、事前に都道府県知事への届出が必要。届出受理から60日以内に、都道府県知事は計画変更命令を出すことができる。

また、都道府県知事は、施設の構造等の改善命令・一時停止命令、立入検査、報告徴収の実施が可能。

### 特定粉じん排出等作業

規制対象となる作業をしようとする者は、事前に都道府県知事への届出が必要。届出受理から14日以内に、都道府県知事は計画変更命令を出すことができる。

また、都道府県知事は、作業基準の適合命令・一時停止命令、立入検査、報告徴収の実施が可能。

## 石綿に関する廃棄物処理法の規制の概要

石綿を含む産業廃棄物のうち一定の要件を満たすものは、廃棄物処理法に基づき、「廃石綿等」として特別管理産業廃棄物に指定され、特別の規制がなされている。

### 1. 特別管理廃棄物制度の概要

廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物としてそれぞれ政令で指定。

特別管理廃棄物の処理に関する特別な処理基準の適用

特別管理産業廃棄物の排出事業者への特別な保管基準の適用

特別管理産業廃棄物の排出事業者への特別管理産業廃棄物管理責任者の設置義務づけ

特別管理産業廃棄物の処理を業として行う者の許可制度

特別管理産業廃棄物の排出事業者が、その処理を第三者に委託する場合の管理票(マニフェスト)の交付の義務づけ(制度創設当時。現在は全ての産業廃棄物に対し適用。)

### 2. 特別管理産業廃棄物に該当する「廃石綿等」の定義

廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業に係るもの及び大気汚染防止法第2条第7項に規定する特定粉じん発生施設において生じたものであって、飛散するおそれのあるものとして定める以下のもの。

建築物に用いられる材料にあって石綿を吹きつけられたものから石綿建材除去事業により除去された当該石綿

建築物に用いられる材料にあって石綿を含むもののうち、石綿建材除去事業により除去された、石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材又は人の接触、気流及び振動等によりこれらと同等以上に石綿が飛散するおそれがある保温材

石綿建材除去事業によって用いられ、廃棄されたプラスチックシート、除じんマスク、作業衣その他の用具又は器具にあって、石綿が付着しているおそれがあるもの

大気汚染防止法の特定粉じん発生施設において生じた石綿にあって、集じん施設によって集められたもの(輸入されたものを除く。)

上記の特定粉じん発生施設又は集じん施設を設置する工場又は事業場において用いられ、廃棄された粉じんマスク、粉じんフィルターその他の用具又は器具にあって、石綿が付着しているおそれがあるもの(輸入されたものを除く)

事業活動に伴って生じ、輸入された以下の廃棄物

- ・ 石綿にあって、集じん施設によって集められたもの
- ・ 廃棄された粉じんマスク、粉じんフィルターその他の用具又は器具にあって、石綿が付着しているおそれがあるもの

### 3. 廃石綿の処理方法の概要

保管に当たっては、梱包すること等飛散の防止のために必要な措置を講ずること。

収集又は運搬に当たっては、他のものと混合するおそれのないように区分して収集運搬すること、廃石綿等であること等の事項を文書に記載し当該文書を携帯すること、など。

埋立処分に当たっては、次によること。

- ・ 大気中に飛散しないように、あらかじめ、耐水性の材料で二重に梱包すること、又は固型化すること。
- ・ 埋立処分は、最終処分場のうちの一定場所において、かつ、廃石綿等が分散しないように行うこと。

処分（埋立処分又は海洋投入処分を除く。）又は再生は、廃石綿等による人の健康又は生活環境が生ずるおそれをなくする方法として溶融設備を用いて溶融する方法により行なうこと。

海洋投入処分を行なってはならないこと。